

報告についての留意事項

農林水産省北陸農政局生産部生産振興課

1 報告内容及び様式

報告に当たっては「様式1」及び「様式2」により、仕入数量、販売数量、在庫数量等を入力し報告願います（入力記載例を参照願います）。

「様式1」は令和5年7月から6年6月までを以下の期間毎に、各項目別に入力願います。

○5年7月～6年4月（10か月分をまとめて入力）

○6年5月、6月（1か月ごとに入力）

「様式2」は令和6年7月から7年6月までを以下の期間毎に、各項目別に入力願います。

○6年7月～7年4月（10か月分をまとめて入力）

○7年5月、6月（1か月ごとに入力）

2 調査対象米穀

○国内産水稲 「うるちもみ」及び「玄米」

○国内産水稲 「もちもみ」及び「玄米」

○買戻し条件付売渡し米穀

○随意契約による売渡し米穀

※加工用米、新規需要米等を除きます。

※精米在庫は調査対象外です。

3 提出方法

原則メールにて報告をお願いします。メールでの報告が厳しい場合は、同封したFAX報告様式に記載いただき報告願います。

① メールでの提出する方へのお願い

報告に当たっては、下記のURLにて報告様式を取得し、ご入力ください。

送信の際、件名に「県名」「米穀の取引に関する報告徴収」及び「事業者名又は氏名」を記載し、URLに記載してある各県別の宛先に報告願います。

【記載例】 石川県 米穀の取引に関する報告徴収 ○○米穀店
〈提出様式等掲載URL〉

<https://www.maff.go.jp/hokuriku/seisan/r0706.html>

※ 北陸農政局のトップページにある「注目情報」からご確認いただけます。

② FAX での提出する方へのお願い

「6 連絡先」に記載の各県担当あて FAX 番号に送信願います。

なお、報告をいただいたことを確認するため、送信後は県担当に電話にて FAX した旨の連絡をお願いします。

4 提出期限

令和 7 年 7 月 4 日（金）

5 その他

米穀の出荷・販売の事業について、事業を廃止、または代表者氏名や数量等の届出内容に変更が必要な場合は、以下の URL から関係書類を取得し、北陸農政局への届出をお願いします。

URL : https://www.maff.go.jp/j/seisan/syukka_hanbai_todokede/

※ 「米穀 届出」の検索で、農林水産省の HP が出てきます。

6 連絡先

本調査についてご不明な点がございましたら、以下の担当にご相談願います。

石川県担当：北陸農政局生産部生産振興課 近藤、広部、高田

〒920-8566 金沢市広坂 2 丁目 2-60

TEL : 0 7 6 - 2 3 2 - 4 3 0 2 FAX : 0 7 6 - 2 3 2 - 5 8 2 4

新潟県担当：北陸農政局新潟県拠点地方参事官室 中野、矢代

〒951-8035 新潟市中央区船場町 2-3435-1

TEL : 0 2 5 - 2 2 8 - 5 2 1 6 FAX : 0 2 5 - 2 2 3 - 2 2 6 4

富山県担当：北陸農政局富山県拠点地方参事官室 吉谷、堀田

〒930-0856 富山市牛島新町 11-7

TEL : 0 7 6 - 4 4 1 - 9 3 0 5 FAX : 0 7 6 - 4 4 1 - 9 3 2 6

福井県担当：北陸農政局福井県拠点地方参事官室 細野、川崎

〒910-0859 福井市日之出 3 丁目 14-15

TEL : 0 7 7 6 - 3 0 - 1 6 1 9 FAX : 0 7 7 6 - 2 2 - 3 9 0 1